

令和6年（行ウ）第85号 地位確認等請求事件

原告 新田久美ほか9名

被告 国

第6準備書面  
(条約の主張に関する認否)

2024（令和6）年12月20日

東京地方裁判所民事第2部D b係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺原真希子  
ほか24名

原告らは、本書面において、訴状における条約の主張に対する被告の認否が不十分であることを指摘し、被告に対して適切に認否するよう求める。

第1 本件各規定は国際人権条約及び憲法98条2項に違反することに関する被告の認否について

- 1 被告は、条約部分について、極めて概括的な認否しかしておらず、かつ、そもそも認否をしていない部分が多い。

そのため、例えば「条約締結国には、当該条約を遵守する法的義務がある。」（訴状第7の1（2）アの2行目）という部分すら、「争う」との認否になっている。

そうであれば、被告は、上記義務について、「条約締結国には、当該条約を遵守する法的義務はない。」と考えていることとなる。日本国政府の公式見解として、それで良いか。訴訟の記録は原則として公開されるものであり、被告の回答内容は女性差別撤廃委員会及び自由権規約委員会にも伝わるものであることを念頭に、回答されたい。

- 2 また、被告が認否をしていない部分は、認めたものとして取り扱って良いか。

- 3 当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならない（民事訴訟法2条）。しかしながら、被告が行った答弁は、あまりにいい加減であり、実に不誠実といわざるを得ない。そこで、被告が争う等した以下の事項について、釈明を求める。被告は、全て回答されたい。

また、被告は、改めて、一文の構成要素ごとに正確に認否をされたい。

- 4 なお、この点に関する原告らの主張は、極めてシンプルである。

条約も法であり、国内的効力を有する。したがって、憲法や他の法令と同様に、裁判所はこれを解釈・適用し、国内法令や具体的状況が条約に違反していないか、判断する必要がある。そうでなければ、誰も条約が遵守されているか否かの判断をしないこととなり、条約違反の状態が放置されて、憲法及び条約が定める条約遵守義務を果たすことができない。原告らは、この至極当たり前のことを問うているのである。

## 第2 求釈明について

以下では、認否との対比が分かりやすいように、訴状記載の項目番号に沿って記載する。

### 1 (2) 条約の適合性判断をしなければならないこと (訴状66頁以下)

ア

- ① 条約締結国には、当該条約を遵守する法的義務はないのか。
- ② 日本が条約を締結した場合、当該条約が要求していることは、日本国内において実現されなくて良いのか。
- ③ 条約が求めていることが日本国内において実現されていない場合、条約違反とはならないのか。
- ④ 日本国内において、条約は国内法令等に優越した効力を有しないのか。
- ⑤ 日本は、条約違反とならないために、国内の法令や具体的状況が当該条約に適合しているか否かを判断する必要はないのか。
- ⑥ もし日本が判断する必要がないのであれば、国内法令等が条約に違反しているかどうか、すなわち、条約が遵守されているかどうかは、A誰が、Bどのように判断するのか。

イ

- ① 憲法98条2項は、国家に条約遵守義務を課していないのか。
- ② 日本が憲法98条2項を遵守するために、日本が締結した条約が遵守されているか否かは、判断される必要がないのか。
- ③ 上記判断がされないのであれば、条約が遵守されているかどうかは、なぜ分かるのか。また、そもそも判断自体がされないのであれば、なぜ条約遵守義務を果たしているといえるのか。

ウ

- ① 条約が遵守されているか否かを判断するために、条約を解釈・適用す

る必要はないのか。

- ② 条約を解釈・適用する必要がないのであれば、どのようにして遵守されているか否かを判断するのか。
- ③ 条約は法ではないのか。
- ④ 日本において法の終局的解釈・適用は裁判所の専権に属しないのか。裁判所に属しないのであれば、どの機関ないし個人に属しているのか。
- ⑤ 最高裁は、条約の適合性判断をする場合には、特段の言及をすることなく、当然のこととして裁判規範性を認めたことはないのか。また、当該条約違反の有無を判断したことはないのか（日星租税条約に関するグラクソ事件、自由権規約等に関する生活保護申請却下処分取消請求事件等）。

エ

国内法ないし国際条約の法的効力に関する日本国内の一部の学者の意見をもって、条約不履行を正当化することは、条約法条約に違反しないのか。

オ

- ① 日本は、締結した条約を遵守しなくて良いのか。
- ② 裁判所は、条約の適合性判断を行わなくて良いのか。

### 1 (3) 人権条約機関の解釈・勧告が尊重されなければならないこと（訴状68頁以下）

ア

自由権規約及び女性差別撤廃条約を含む主要な人権条約では、当該条約が締約国内において実施・履行されているかを監視するために、委員会が設置されているのではないのか。否認するのであれば、何のために委員会が設置されているのか。

イ

- ① 委員会においては、締約国が条約を履行することを確保するため、「国家報告制度」があるのではないのか。否認するのであれば、何のためにあるのか。
- ② 委員会は、審査対象国の人権状況について具体的な懸念がある場合には、総括所見の中でこれを表明しないのか。
- ③ 締約国の個人が、自ら受けた人権侵害について委員会に通報を提出し、委員会が当該国の条約違反の有無を認定する個人通報制度（選択議定書等の批准が必要）は、存在しないのか。
- ④ 委員会は、これらの国家報告制度や個人通報制度における知見や経験等に基づいて、条約の解釈を示す「一般勧告」や「一般的意見」等（名称は条約により異なる。）を採択しないのか。

ウ

- ① 「最終見解」や「総括所見」、「一般勧告」や「一般的意見」に示された条約の解釈は、当該条約自体によってその遵守監視機能を与えられた委員会によるものではないのか。
- ② 上記見解等は、公式な機関による公的な解釈ではないのか。
- ③ 委員会により示された解釈は、十分に尊重されなくてよいのか。
- ④ 締約国の裁判所は、人権条約の解釈に当たって、一般的意見等を「解釈の補足的手段」（条約法条約 32 条）として、又は「解釈指針」や「解釈基準」として参考にしなくてよいのか。
- ⑤ 日本の裁判所が人権条約について一般的意見等と異なる独自の解釈・適用をする場合、相応の理由と根拠を示す必要はないのか。

## 2（1）女性差別撤廃条約の日本についての発効（訴状 69 頁）

日本の裁判所が、同条約を解釈・適用し、国内の法令や具体的状況が

当該条約に適合しているか否かを判断する権利を有し、義務を負わないのであれば、誰が、判断する権利を有し、義務を負うのか。

## 2 (2) 女性差別撤廃条約の規定 (訴状 70 頁以下)

ア

- ① 同条約は、女性が男女の平等を基礎として人権や自由を享有し又は行使することを害し又は無効にする効果を有するものを「女性に対する差別」として定義していないのか(1条)。
- ② 同条約1条は、「要件」としては男女平等であるとしても、男女平等ではない「効果」が生ずるものも、同条約が禁止する「差別」に当たることを明確にしていないのか。

イ

- ① 同条約は、男女の平等の原則の実際的な実現を要求しており、単なる形式的な平等の実現では条約の要求に不足することを明記していないのか(2条(a))。
- ② 同条約は、女性に対する全ての差別を禁止する適当な立法その他の措置をとることを義務付けていないのか(2条(b))。

ウ

- ① 同条約は、権限のある締約国の裁判所等が差別となるいかなる行為からも女性を効果的に保護することを確保する旨を定めていないのか(2条(c))。
- ② 同条約は、締約国の裁判所等が、効果において男女の平等が図られていない状態をもたらすものから女性を効果的に保護することを要求していないのか(2条(c))。

エ

- ① 同条約は、女性に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控

え（2条（d））、女性に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止する旨を定めていないのか（2条（f））。

- ② 同条約は、「女性に対する差別」＝効果において男女の平等が図られていない状態をもたらす場合には、既存の法律のみならず、慣行、慣習及び慣行等をも、修正し又は廃止することを要求していないのか（1条、2条（f））。

オ

- ① 同条約は、特に女性に対する差別が生じやすい婚姻及び家族関係についても、具体的な規定を設けていないのか（16条）。
- ② 同条約は、婚姻に関して、男女が婚姻をするについて同一の権利を有すること（16条1項（a））、自由かつ完全な合意のみにより婚姻することができることについて男女が同一の権利を有することを確保することを締約国に義務付けていないのか（16条1項（b））。
- ③ 同条約は、氏を選択する個人的権利について、かかる権利が夫及び妻ともに同一でなければならないことを確保することを締約国に義務付けていないのか（16条1項（g））。

カ

同条約は、既存の法律、慣習及び慣行を含めて、実際的に、婚姻の場面においても、女性が効果において差別されない権利を保障していないのか。

## 2（3）女性差別撤廃委員会の一般勧告（訴状71頁）

1994年（平成6）年、女性差別撤廃委員会が採択した「婚姻及び家族関係における平等に関する一般勧告21」において、同委員会は、法若しくは慣習により、婚姻に際して自己の氏の変更を強制される場合には、女性は「自己の姓を選択する権利」を否定されていることになる

ことを明確にしていけないのか。

## 2 (5) 本件各規定が女性差別撤廃条約に違反していること (訴状 74 頁以下)

ア

夫婦のうち実に約 95% は、婚姻をするために、妻の側が自己の氏を変えていないのか。他方、氏を変更せずに維持しようとした場合、婚姻をすることはできるのか。

エ

裁判所は、同条約を正しく適用し、女性に対する差別を同条約違反と認定することにより、差別となるいかなる行為からも女性を効果的に保護することを確保する義務を果たさなくてよいのか(同条約 2 条(c))。

## 3 (1) 自由権規約の日本についての発効 (訴状 76 頁)

日本の裁判所が、同条約を解釈・適用し、国内の法令や具体的状況が当該条約に適合しているか否かを判断する権利を有し、義務を負わないのであれば、誰が、判断する権利を有し、義務を負うのか。

## 3 (2) 自由権規約の規定 (訴状 76 頁以下)

ア

自由権規約は、性によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保する旨を定め、また、それらの権利の享有について男女に同等の権利を確保する旨を定めており、規約に定める権利に関して男女の平等を特に要求していないのか (2 条 1 項、3 条)。

イ

司法上、行政上又は立法上の機関によって、救済措置を求める者の権



利が決定されることを確保する旨を定めており、締約国の立法機関のみでなく、司法機関に対しても救済措置を要求していないのか（2条3項（b））。

ウ

私生活及び家族に対する恣意的な干渉を禁止していないのか（17条1項）。恣意的な干渉には、法に規定された干渉も含まれないのか。

エ

家族が保護を受ける権利、婚姻する権利及び婚姻に関する自由を定め、両当事者の自由かつ完全な合意による婚姻を保障していないのか（23条1項、同条2項、同条3項）。

オ

- ① 婚姻に係る配偶者の権利の平等を確保することを定めていないのか（23条4項）。
- ② 23条4項が定めているのは、配偶者間の権利の平等、配偶者間の差別の禁止ではないのか。配偶者間で権利が平等に保障されずに差別があれば、それは同条違反とならないのか。

カ

- ① 自由権規約は、すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有することも定めていないのか（26条）。
- ② 26条は、差別禁止の原則の適用を自由権規約で定められた権利に限定しているのか。同条は、いかなる分野においても法律を定めた以上は、法の適用のみならず法の内容においても平等であることを要求し差別を禁止するものではないのか。

### 3（5）本件各規定が自由権規約に違反すること（訴状78頁以下）

オ

裁判所は、自由権規約を正しく適用し、救済措置を求める者の権利を確保する義務を果たさなくて良いのか（2条3項（b））。

以上